

# 平成29年度 第2回昭島市障害者自立支援推進協議会

## 議 事 要 旨

### 1 開催日時

平成29年10月19日(木) 午後6時30分～午後8時00分

### 2 開催場所

昭島市役所603会議室

### 3 出席者(協議会委員10名)

(委員)

長瀬委員(会長)、島田委員(副会長)、相沢委員、市村委員、栗原委員  
齋藤委員、竹口委員、野島委員、深井委員、長谷川委員、

(欠席)

石塚委員、森田委員

(昭島市障害者地域支援協議会委員)

三原委員長

(事務局)

佐藤保健福祉部長、山崎障害福祉課長、島村障害福祉課障害福祉係長

### 4 議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 昭島市障害者地域支援協議会の実施状況について

(2) 第5期昭島市障害福祉計画について

3 その他

4 閉会

### 5 説明資料

資料1-1 昭島市障害者地域支援協議会の実施状況について

資料1-2 昭島市障害者地域支援協議会「専門部会」報告書(中間報告)

資料1-3 地域支援協議会 地域生活支援拠点プロジェクトにおける課題整理シートにおける  
検討結果について

資料2-1 第5期昭島市障害福祉計画目次(案)

資料2-2 第5期計画における第4期計画との構成の見直しについて  
(第4章から第6章第2節までの計画案を含む)

## 1 開会（省略）

## 2 議題（要旨）

### （1）昭島市障害者地域支援協議会の実施状況について

昭島市障害者地域支援協議会三原委員長より資料1から1-3に基づき説明

- 島田委員 当事者部会の報告書について、「部会の体制を見直し、精神・知的の障害者も部会に参加できる体制にする」とあるが、その具体的な方策があれば聞かせてraitたい。
- 三原委員 当事者部会の中で今も議論中である。
- 島田委員 すでにある精神・知的の障害者の方の自助グループと連携を取って作り出すようにしてはいかがか。
- 三原委員 アドバイスに感謝する。

### （2）第5期昭島市障害福祉計画について

事務局より資料2-1、2-2第5期昭島市障害福祉計画（案）第4章について説明

- 長瀬会長 今回は基本理念が第4期計画より具体的になっている。
- 相沢委員 今回の計画で地域生活支援拠点についての問題点を盛り込んでもらっており事務局に感謝する。今回より障害者福祉計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の2本立てになっているので全体的な考え方を述べる。
- 基本理念に関しては案2で良いが、文言が長すぎるので、従来のコンセプトよりステップアップして「ともに地域で自分らしく安心して暮らせるあきしま」としてはいかがか。基本目標に関してはこの後の計画書の構成と関連するが、基本目標1の後に「子どもを健やかに育むまちづくり」をもってきてはいかがか。ライフステージに合わせて障害のある方が生まれて療育や治療を受け、暮らし、それを支える年金の問題、就労・社会参加の問題があるというような並びが良いのではないか。
- 野島委員 「住みなれた」という言葉は長く住んでいる人と限定されるので、どんな方が引っ越してきても福祉は充実しているイメージになるのではない方が良い。生まれて死ぬまでを考えたら基本目標は子どもの部分を先に持ってきた方が良い。
- 事務局 市としても、ライフステージを考慮するなかで検討したが、ご指摘をいただいた案に修正させていただく。

事務局より資料2-2、第5期昭島市障害福祉計画（案）第5章について説明

- 相沢委員 基幹相談支援センターの機能をどのように確保するのが重要な課題となっているとあるが、整備は基本として地域生活支援拠点の中に機能を持たせるのか、面的整備でいくのかの議論が分かれています中で方向性をどのようにするのか。
- 事業内容で地域支援協議会の推進を取り入れたところは良い事だと思う。権利擁護の推進の中で、障害者差別解消支援地域協議会は設置する方向で、地域支援協議会全体会の委員は専門家がそろっているので、地域支援協議会全体会の会議終了後に時間をとって、開催するなど、委員が兼務す

る様な設置方法はいかがか。

「虐待防止センター機能の充実」については、現在の機能では不十分なので充実するとの認識でいる。虐待防止センターは民間に委託をしているが、市民の立場からいうと、1年契約とし不十分なら再入札をしたら良いのではないか。

市職員に対する障害者理解の周知・啓発に関しては市の職員が模範となるように、「職員研修を実施し、職員対応マニュアルの徹底を図ると共に市職員が自ら差別の根絶を図るため取り組む」としたほうが良いのではないか。

日中活動サービスの提供で、◇4、○3で福祉的な就労が入っている。事業内容で就労移行支援、就労継続支援、(A型・雇成型)、就労継続支援、(B型・非雇成型)、就労定着支援も含め雇用・就労の支援に移動して、生活、暮らすという問題と働くという問題を1つのカテゴリーにしてもらいたい。

自立生活援助事業と移動支援従事者養成研修の実施は、新しい事業なので内容を教えてもらいたい。

事務局

基幹相談支援センターの整備の件は検討したい。障害者差別解消支援地域協議会については、事務局としても障害者地域支援協議会全体会を活用していきたいと考えていたところでもあるため、来年度、具体的に検討していきたいと考えている。

相沢委員

障害者差別解消支援地域協議会については、来年度動きやすくするために発言したが「設置に向けた検討を行います」から「設置に向けて取り組みます」したら良いのではないか。

事務局

虐待防止センター機能の充実は、第4期障害福祉計画と同じ文言になっており、事業名については検討する。

障害者差別解消法に関する職員の研修に関しては文言を修正する。

就労に関する事業内容では、障害者総合支援法に基づくサービスであり日中活動系サービスの提供に位置付けしていたが、伺った意見を取り入れて変更を考える。

自立生活支援事業は、障害者総合支援法に基づくもので、施設に入所している方又は入院している精神・知的障害のある方が、新たに地域で暮らしを始める際に、生活に関する連絡、助言、各種の相談に応じますというサービスである。

移動支援従事者養成研修に関しては、ガイドヘルパーが同行して主に知的障害のある方が外出する際に支援を行うサービスである。地域支援事業の一つとしているが、サービスを使いたいヘルパーがいないという声がある中で、市がガイドヘルパー養成研修を行い、ガイドヘルパーの不足の解消を図る事業である。

相沢委員

先ほど話をした就労の部分で、雇用・就労の支援に移動する事について、厚生労働省の指針では、就労移行、B型から一般就労に移行するとき、に訓練を支援するのは障害福祉課となっている。しかし、ノウハウや指導権限を持っているのは東京都となっており、障害福祉課が直接指導する訳にはいかない。福祉と言え就労のカテゴリーは労働条件でありハローワークに誘因することが厚生労働省の方向性の中に出てくる。就労支援部会の中に職業センターやハローワークの方もメンバーにはいっており、お互いが意見交換をし、勉強しながら動いている。就労に関する部分は計画書の中で一本化して欲しい。

事務局

福祉的就労の部分は何処に入れ込むのか検討したが、ご指摘のとおり移動させていただく。

齋藤委員

権利擁護の推進について、第3節の基本目標の1に権利擁護の支援が入

っているが、基本目標の2に本人の意思尊重や自主的な選択が書かれているので、その内容の方が近いのではないか。基本目標の1と2の文書の手直しが少し必要ではないか。差別に関しては、たくさん書かれているが権利を実行する支援はあまり書かれていない。成年後見制度支援の問題などで弁護士の中ではテーマになっている自己決定支援が、この計画書の中では1行しか書かれていない。サービスを受け不満があれば、訴えられるなど権利擁護についてももう少し触れて欲しい。

島田委員  
事務局

基本目標の順について何か意図があるのか。

権利擁護の件は目標を何処に入れるのか検討したが、重要な部分なので基本目標1に取り込んだ。計画書の中でももう少し触れるように工夫し、最終的には基本目標の1に置いてもう少し分かり易くする。

深井委員

事業内容のボランティア活動の推進に関して団体間相互の交流事業は、希望のあるものだが、どういうものをイメージしているか。

事務局

具体的には、各ボランティア団体の代表に集まってもらいマネージャー会を開く事や催し物を考えているが、現実には参加していただけない団体もあり、まとまりがうまくいっていない。社会福祉協議会とも連携を密にし、1つの団体にできることは限られているが、いくつかの団体がまとまると大きな事ができるので、その支援を考えている。

島田委員

自分の研究で、知的障害のある方の社会参加、生涯学習、発達障害に関わっている。地域の社会参加の促進と生涯学習の推進の事業内容の文化支援やレクリエーション活動への参加とあるが知的障害のある方は、そこへ結びつく仕組みがない。ライフキャリアの支援はいきなり成人になってから行うのではなく例えば、市の体育課や社会教育課などが特別支援学校と連携し市にある施設の話をするなどしてはどうか。知的障害のある方の中にも運動スキルの高い方はいる。今後の課題として地域での社会参加として教育と福祉の連携を考えてもらいたい。

市村委員

3雇用・就労の支援の施策の方向で、〇2「こうした連携を基本として」から始まり「就労支援部会と連携を図るなかで」と続き文書的に分かりにくいところがある。企業は、環境整備や合理的配慮が進んでいるので「特例子会社」でなく「昭島市の事業所、中小企業」とした方が具体的になる。

事務局

文書的におかしいので修正させていただく。

市村委員

雇用の促進と就労機会の拡大の事業内容で職場体験実習の実施に関して対象者の拡大は、具体的な実施年度の記載願いたい。また、事業内容障害のある人の雇用促進に関しては、市役所での障害者雇用と企業就労の雇用促進とが一つに書いてあるが、それを分けてもらいたい。

文言で労働環境の整備よりは、受け入れ態勢の整備などより市内の事業所の理解啓発などを文書に具体的に書いて欲しい。商工会の話があるので障害者雇用の昭島市内の未達成企業などを具体的に入れて欲しい。

事務局

検討させていただく。

相沢委員

障害者雇用の受け入れ態勢の整備の件で昭島市の障害者雇用率は2.33%であり、来年の4月に法定雇用率が上がるとあと2～3人雇用しないと未達成となる。未達成企業は特別指導となるので文言の整理も考えるべきである。

事務局

他の自治体では法定雇用率の達成を一つの目標としているところもある。

相沢委員

地方自治体の役割として「法定雇用率達成が目標」ではなく、民間企業に範を示す立場として最低でも「法定雇用率の順守」の文言にすれば良いのではないか。

事務局

検討させていただく。

野島委員

3雇用・就労の支援の施策の方向で、〇2「こうした連携を基本として」の文言は外さないで欲しい。障害がある人を雇用している企業の中には、

理解の進んでいないところもあり、障害者を雇用している企業がしっかりしていると現実と違うところがある。

**事務局** 「こうした連携を基本として」は外さずに文言等の調整をさせていただく。

**長瀬会長** 昭島市内の企業名の件はどうするのか

**相沢委員** 市には企業に対して障害者を雇用するように指導する権限はないので盛り込むことは止めた方がよい。市ができる事を書き込み、できない事との文言を整理しているべきである。

**事務局** 商工会は中小企業の経営相談が主と言われているが、会員に周知・啓発を図ることはできると聞いている。

**相沢委員** 商工会は協力したいと言っており、就労支援部会に委員に入って欲しいと話をしたところ、市と相談して派遣することを検討すると回答している。市の役割としては、パイプ役を行い、そのことで、より拡大した議論の場ができるし、商工会会員に資料やパンフレットが届けられる。

**栗原委員** 1 相談支援体制と情報提供の充実の事業内容で精神障害者一般相談に関して「アルコール中毒」の文言は「アルコールに関する問題」や「アルコール依存症」としたほうが良いのではないかと。

**事務局** 「アルコールに関する問題」と修正させていただく。

事務局より資料 2-2、第 5 期昭島市障害福祉計画（案）第 6 章について説明

**相沢委員** 地域生活支援拠点のこうあるべき議論をしてきたし、懇談会でも考え方や、あるべき機能を認識したところである。第 1 節障害福祉計画における成果目標の 3 地域生活支援拠点等の整備の文書の後に、これまで議論した経過として、昭島市の地域生活支援拠点に求める機能の面的整備の絵柄を入れて欲しい。

**事務局** 皆さんが取り組んできた項目・絵柄を取り入れる方向で調整させていただく。

### 3 その他

**事務局** 次回の開催については以下を予定している。

第 3 回会議は、11月20日（月）の午後 6 時30分より市役所 3 階庁議室で行う。

概ね、1 週間前には資料を送付します。

### 4 閉会

**長瀬会長** 以上で、第 2 回昭島市障害者自立支援推進協議会を閉会する。ありがとうございました。